

障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業

東京都では、障害者支援施設（都外施設含む）における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を通してADLの維持・向上および施設生活の質（QOL）向上を推進するため、**リハ職員の配置を促進**する事業を展開します。

取り組みの一つとして、東京都の委託により、リハ職員未配置またはリハ加算未取得の入所施設等に対するアドバイザー（専門性を有するリハ職員）派遣を実施します。

1 事業概要

(1) 派遣対象者

本事業にご協力いただける方で、**本事業の協力会員名簿へ登録可能な方**

(2) 派遣先

原則、都内の障害者支援施設

(3) 実施内容

回数	事項	実施内容
1回目	アセスメント 計画策定支援	リハ職員が施設職員へのヒアリングや利用者の状況を観察し、当該施設や個別ケースに有用な リハビリテーションプログラム（全体計画・個別計画）を提案
2回目	実演	左記アセスメントに基づき、利用者に対し、 モデル的にリハビリテーションプログラムを実施 し、計画の実施手法や利用者の状態の記録方法を指導
3回目	総括	実演結果の講評を行うとともに、 リハ職員を施設に配置した際の関り方や連携方法について指南 し、リハ職員の配置を促進

(4) 事業期間

令和6年3月31日まで

(5) 派遣回数（目安）

1施設あたり3回程度 ※調整により4回以上も可能です。

(6) 協力金

協力いただいた協力会員に対し、所属の協会から協力金が支給されます。

2 派遣にあたっての留意事項

(1) 所属施設等からの派遣許可

本事業にご協力頂く場合、ご本人の承諾書及び勤務先施設等からの承認書を得ていただくよう、お願いします。

※勤務先施設がない場合は、ご本人の承諾書のみ必要です。

(2) 派遣先施設等の事前確認

派遣をお願いする場合は、依頼のあった障害者支援施設から提出される「事前受付シート」を送付します。

これらのシートにより、派遣先施設の利用者の特性等を事前にご確認いただけます。